

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 8 年 2 月 3 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
総 務 課
指 導 調 査 室
原子爆弾被爆者援護対策室

目 次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1	平成28年度原爆被爆者対策について……………	1
	(1) 被爆者がん検診への胃内視鏡検査の追加について……………	1
	(2) 在外被爆者への医療費支給について……………	1
	(3) 被爆二世健康診断について……………	1
	(4) 被爆建物保存への補助について……………	1
	(5) その他……………	2
2	原爆症認定について……………	
	(1) 原爆症認定に係る進達等について……………	2
	(2) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について……………	2
3	各種手当額の改定について……………	2
4	被爆者健康手帳の審査の迅速化について……………	3

【指導調査室】

5	公衆衛生関係行政事務指導監査について……………	4
	(1) 平成28年度の指導監査について……………	4
	(2) 平成27年度の指導監査における主な指摘事項について……………	7
6	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について……………	9
	(1) 平成28年度予算(案)について……………	9
	(2) 平成28年度整備計画について……………	10
7	毒ガス障害者対策について……………	10

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 平成28年度原爆被爆者対策について

(1) 被爆者がん検診への胃内視鏡検査の追加について

平成28年度から、市町村が実施するがん検診に胃内視鏡（胃カメラ）検査の追加が予定されていることを踏まえ、被爆者健康診断においても、従前の胃部エックス線検査に加えて胃内視鏡検査を追加し、いずれかの検査を選択により受診可能とすることを予定している。検診の委託先の医療機関との契約内容の見直しなど、胃内視鏡検査の円滑な実施にご協力をお願いしたい。

(2) 在外被爆者への医療費支給について

平成27年9月8日に最高裁において、在外被爆者に対しても被爆者援護法を適用し、医療費の支給を認める判決が言い渡された。

この最高裁判決を踏まえ、被爆者援護法施行規則（省令）を改正し、平成28年1月1日から、韓国に在住する被爆者は、長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は、広島県で医療費の支給申請の受付を開始しているのでご承知置きいただきたい。

なお、広島県、長崎県以外の都道府県におかれては、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

(3) 被爆二世健康診断について

被爆二世健康診断については、平成28年度から、多発性骨髄腫検査について追加することを予定しているので、健診の委託先の医療機関との契約内容の見直しなど、ご協力をお願いしたい。

また、被爆二世健診の実施に当たっては、一人でも多くの方が受診できるように、受診期日・場所の設定について、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、各都道府県、広島市、長崎市（以下「都道府県市」という。）の健診に係る事業費が年度途中で不足する場合、委託費を増額することも検討するので、ご連絡いただきたい。

(4) 被爆建物保存への補助について

原爆死没者慰霊等事業において、原子爆弾による死亡者を慰霊し、恒久平和を祈念するため、地方公共団体、事業所等が行う慰霊式典などの事業に対して補助しているところである。

この事業において、平成28年度から、原爆の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むため、広島市、長崎市の被爆建物の保存に対して補助することとしている。

(5) その他

平成28年度においては、広島の高い雨体験者に対する相談支援事業について、健康相談会場までの交通費の支給や個別訪問相談の実施、長崎の被爆体験者への医療費助成事業について、助成の対象となる合併症への認知症の追加を予定している。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定に係る進達等について

原爆症の認定については、被爆者からの申請を都道府県市で受け付けていただいているところである。高齢化する被爆者の現状を踏まえ、原則6ヶ月で審査が行われるよう、認定審査の迅速化を図ることとしているが、申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等、医学的な書類が不足している事例もあり、追加で提出をお願いすることにより審査に時間を要している。

認定審査の迅速化に当たっては、都道府県市の協力が不可欠であるため、平成26年11月14日付け総務課長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要となる書類等について」及び平成27年9月29日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について」に留意し、申請書の進達に当たって、必要書類の確認をお願いしたい。

(2) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

平成28年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

なお、要医療性の確認に当たっては、平成27年8月10日付事務連絡「健康状況届の確認に係る留意事項について」等の各事務連絡にお示ししたとおり、診断書の記載内容（認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等）の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

3. 各種手当額の改定について

平成28年4月からの医療特別手当などの支給額については、平成27年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定することとしている。

各種手当額の支給額の改定については、追って、お知らせすることとしているので、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査の迅速化について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、出来るだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向けご尽力をお願いしたい。

5 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成28年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成28年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあっては、特段の御協力をお願いする。

また、平成28年度より、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。）に関する行政事務指導監査についても新たに実施することとしているので、あわせて御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

平成28年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

- a 被爆者健康手帳の審査・交付状況
(申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況)
- b 健康診断の実施状況
(健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況)
- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 難病の患者に対する医療等に関する法律関係

- a 支給認定等の状況
(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、支給認定期間、支給認定取り消し状況等の事務処理状況)
- b 特定医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間等の記載状況)
- c 指定難病審査会の設置状況
(規程の設置状況、委員の任命状況)
- d 指定医療機関の指定状況
(指定状況、取り消し状況等)
- e 指定医の指定状況
(指定状況、研修実施状況等)

(エ) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病関係

- a 支給認定等の状況
(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、支給認定期間、支給認定取り消し状況等の事務処理状況)
- b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間等の記載状況)
- c 小児慢性特定疾病審査会の設置状況
(規程の設置状況、委員の任命状況)
- d 指定医療機関の指定状況
(指定状況、取り消し状況等)
- e 指定医の指定状況
(指定状況、研修実施状況等)

(2) 平成27年度の指導監査における主な指摘事項について

平成27年度の指導監査は、59の自治体を対象に実施しており、指導監査においては是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれており、特に、感染症法（結核）関係において多く見受けられる。結核対策については、「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに低まん延（対10万人の罹患率10.0以下）国化を目指す」こととしているので、各自治体におかれては、指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

今後、監査結果について、広く公表していくことも検討しているので、改めて指摘事項の改善に向けて適切に対処されるようお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 手当等認定事務不適切

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- ・ 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- ・ 新患者発生届出の遅延
- ・ 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- ・ 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- ・ 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

(別記)

平成28年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考
各自治体に実施 期間を定めて別途 通知する。	(都道府県) [23] 北海道 青森県 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県 (指定都市) [10] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市 (中核市) [12] 宇都宮市 高崎市 八王子市 富山市 金沢市 豊橋市 豊中市 枚方市 倉敷市 福山市 下関市 高知市 (保健所政令市) [2] 町田市 藤沢市 (特別区) [8] 千代田区 中央区 渋谷区 中野区 北区 板橋区 足立区 江戸川区 [合計 55]	(注) 1 指定都市については、 感染症法(結核)、精神保健福祉法、児童福祉法 (小児慢性特定疾病)について実施する。 2 中核市については、感染症法、児童福祉法について実施する。 (八王子市については感染症法のみ実施) 3 保健所政令市・特別区については、感染症法のみ実施する。 4 平成27年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成28年度において追加して実施する場合があります。

6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成28年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

2, 019百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1, 560百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|----------------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・ <u>感染症指定医療機関</u> | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・ <u>新型インフルエンザ患者入院医療機関</u> | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | | |

※下線は既存メニューの拡充(特定感染症指定医療機関における、新感染症等の重症患者に対する集中治療のために必要な設備整備事業を追加)

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

267百万円

(2) 平成28年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成28年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したところであるが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

7 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成28年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定であるため、あらかじめご承知おき下さい。

(参 考)

平成27年度手当額（月額）

特別手当	102,070円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	36,420円
入院8日・通院3日未満	34,030円
健康管理手当	34,030円
保健手当	17,070円
介護手当 重度	104,570円
中度	69,710円
家族介護手当	21,720円

参 考 資 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

【指導調査室】

1	平成26年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要	資－1
	（1）指導監査を実施した地方公共団体の数	
	（2）主な指摘事項	
2	毒ガス障害者対策の概要	資－3

1. 平成26年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都 道 府 県	21 箇所
・ 指 定 都 市	10 箇所
・ 中核市・政令市	16 箇所
・ 特 別 区	8 箇所

計	55 箇所
---	-------

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

・ 被爆者健康手帳の交付の遅延	1 箇所
-----------------	------

(イ) 各種手当等の認定関係

・ 手当等認定事務が不適切	3 箇所
---------------	------

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

a 受診率が低い事業所に対する指導が不十分	25 箇所
b 報告書が未提出の事業所に対する指導が不十分	13 箇所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）	7 箇所
b 接触者健診の実施率低調	16 箇所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む）	50 箇所
b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分	12 箇所

(エ) 就業制限に関する事務処理

・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切	19 箇所
--------------------------	-------

(オ) 入院勧告・措置制度

- | | | |
|---|--|--------|
| a | 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） | 2 2 か所 |
| b | 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項） | 2 3 か所 |

(カ) 公費負担制度

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| a | 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） | 1 0 か所 |
| b | 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 | 1 4 か所 |

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島^{おおくのしま}にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

(1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭29）及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」（昭45）により国家公務員共済組合連合会が実施

(2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」（昭49）により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省：	698人
厚生労働省：	1,689人
忠海：	1,611人
曾根：	72人
相模：	6人
(平成27年3月末現在)	

3. 疾病の範囲

- 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん等）
- 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成28年度予算（案）
609,597千円
うち 健康診断費
8,465千円
うち 医療費
40,204千円
うち 各種手当
545,930千円
うち 相談事業等
14,998千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- | | |
|----------|---|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回（一般検査、精密検査） |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給 |

支給額 (H27年度)	受給者 H27年3月末現在
① —	1,689人
③ —	1,459人
⑤ 102,070円	49人
⑥ 入8以 36,420円 入8未 34,030円	
⑦ 34,030円	1,236人
⑧ 17,070円	5人
⑨ 重度104,570円 中度 69,710円	0人
⑩ 21,720円	0人

5. 平成28年度予算（案）：609,597千円（内委託額608,517千円）

6. 創設年度：昭和49年度